

被災労働者を雇用する事業主に対する援護金制度

この制度の趣旨・目的

業務災害、通勤災害または複数業務要因災害で特定の傷病（長期にわたる休業を要するもの）にり患した被災労働者は、段階的な就労が必要な場合があります。これを踏まえ、長期間療養している被災労働者の職場復帰を促進する措置を講じている事業主に対して「**長期療養者職業復帰援護金**」を支給します。

対象者

援護金は、以下の対象労働者を対象事業主が雇用した場合、対象事業主に対して支給されます。

以下の**すべてを満たす事業主**が対象事業主です。

- ① 労働者災害補償保険法の適用事業主
- ② 対象労働者に対して、段階的就労を行わせる、もしくは職種転換訓練を実施する事業主
- ③ 援護金の支給対象期間後も引き続き、相当期間の雇用を継続する事業主
- ④ 段階的就労または職種転換訓練のため、対象労働者が就業規則等で定める所定労働日数または所定労働時間就労しなかった場合であっても、所定日数または所定労働時間就労したものとみなして賃金を支払う事業主
- ⑤ 就労上の問題等について指導等を行う担当者を配置する事業主
- ⑥ 次の書類を整備している事業主

- ・対象労働者の就労状況が日ごとに明らかにされた出勤簿等
- ・対象労働者に対して支払われた賃金について、基本賃金とその他の諸手当が明確に区分されて記載された賃金台帳

- ⑦ 対象労働者※を雇用する事業主

※対象労働者とは、業務災害又は通勤災害により対象傷病※にり患し療養（補償）等給付を受け、おおむね1年以上にわたって休業している者であって、おおむね6か月以内に治ゆ※することが見込まれ、「期間の定めなく雇用される労働者」の方です。

※頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群または腰痛

※労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治ゆ」（症状固定）といいます。

対象事業主

▶ 裏面もご覧ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

支給額

長期療養者職業復帰援護金には、長期療養者就労援護金と長期療養者職種転換訓練援護金の2種類があります。

援護金は原則として、以下の金額の6か月分が一括して支給されます。

援護金は、6か月の期間途中で被災労働者の段階的就労または職種転換訓練を中止した場合には、支給されませんのでご注意ください。

長期療養者 就労援護金

事業主が対象労働者に対して1か月ごとに支払った賃金の3分の1の額。中小企業事業主は、対象労働者の賃金の2分の1の額。
上限額は月額80,000円です。

長期療養者職種 転換訓練援護金

職種転換訓練を実施した事業主に対して、対象労働者1人あたり**月額25,000円**。なお、対象労働者の受講日数が13日未満の場合の訓練援護金の月額は、1,250円に受講日数を乗じた額となります。

申請方法

援護金の支給を受けようとする事業主は、対象労働者に段階的就労をさせる事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「監督署長」）を経由して、都道府県労働局長（以下「労働局長」）あてに以下の書類を添えて、申請してください。申請の結果は、労働局長から「長期療養者職業復帰援護金支給承認・不支給決定通知書（様式第2号）」により申請者に通知します。

なお、援護金の申請は、**被災労働者に対して段階的就労を行わせる、もしくは職種転換訓練の実施を始めた時点から1か月以内**に行う必要があります。

- ・長期療養者職業復帰援護金受給資格申請書（様式第1号）
- ・段階的就労・職種転換訓練実施計画表

労災保険への費用の請求

受給資格申請を行った事業主は、費用を請求する際、対象労働者に段階的就労をさせる事業場の所在地を管轄する監督署長を経由して、労働局長あてに以下の書類を添えて、申請してください。

- ・長期療養者就労・職種転換訓練援護金支給申請書（様式第3号）

なお、費用請求の申請は、対象労働者の支給対象期（6か月の期間）の援護金について、当該支給対象期に係る**最後の賃金支払日から1か月以内**に行う必要があります。

支給対象期の中で、この制度の適用を中止した場合は、最後に賃金を支給した日から1か月以内に、中止した理由とその日付が記載された書面を申請書に添付してください。

■このリーフレットに関するお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

■このリーフレットは、以下のウェブサイトに掲載しています
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-5.html>

